

もロー・テーションを組み、生徒指導を行いました。はじめは慣れないせいも

教育行政のきめ細かな連携を図つております。

もたれ開かれた学校になるよう努めてまいります。

放課後子ども教室に関わる取

学校の放課後、子どもが安全で伸び

● る条例
新冠町ふるさとづくり基金の設置、
管理及び処分に関する条例の一部を
改正する条例

指定管理者者の指定

⑪ 新冠置景ノロードの湯

【指定管理者となる団体名及び指定期間】

新冠郡新冠町字西泊

代表取締役 小竹 國昭

平成25年9月1日～平成25年9月3日

〔指定管理者となる団体名及び指定期間〕
新潟郡新潟町字西白津6番地の3

株式会社新冠ヒルズ

平成20年9月1日～平成22年9月30日

③にいかつぶホロシリ乗馬クラブ

新冠郡新冠町字節婦町71番地の11

有限会社にいがつるホリシリ乗馬スクール

平成20年9月1日～平成22年9月30日

【指定管理者となる団体名及び指定期間】

新^ニ冠^カ郡^ク新^ニ冠^カ町^マ字^シ節^セ婦^ム町^マ71番地^ジの11

代表取締役 村田 邦洋

正月廿五日

開かれた学校運営の改善策に

1つ目は、町長部局との連携についてであります。月に1回程度、教育行政全般における報告、意見交換等を行ない、共通理解、情報の共有化、町行政と

て意見をいたたき改善に向けて取り進めていきますし、「まなボード」に学校行事の紹介等も掲載し関心をもつてもうらうよう情報を提供してまいります。又、役場ロビー、掲示板を利用し、学校の様子、子供達の作品の展示等も行い、少しでも学校が地域の方々から関心を

その結果、約150名の方々が参加され、20万円弱の売上金額となりました。まだ備品は残っておりますが、今後の取扱いにつきましては財務課へその後の事務を引き継いだところです。

ついてであります。が統合後残る学校、
役場関係各課、公共施設、校下の自治会、
産業団体等で利活用するものを搬出し、
更に残つたものを4月18日～5月8日
までの間に校下ごとに、地域住民の
方々へ有償ではありますが、提供しま
した。

も見受けられます。今後更に、安全安心のスクールバス運行に徹し、月1回の乗務員、学校との情報交換場の活用、職員の随時の添乗をしながら、事故のないよう取り進めています。

したが、今は、中学生が小学生に対しても早く座るようにうながしたり、席を空けたり、色々面倒を見てくれる場面も多くなつてきました。小学生中学生混乗の良い面の1つの現れと感じますが一面、小学生は少し遠慮がちのところ

条例

- 新冠町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

国民年金だより

年金記録の確認にご協力ください

◇4月以降に緑色の封筒でお届けしています

既にご承知とは存じますが、皆さんの年金記録をご確認して頂くため、年金受給者等の方々に「ねんきん特別便」が社会保険庁より現在送付されています。平成20年4月以降、以下の方々を対象に送付されております。

・平成20年4月～5月

↓ 年金受給者の方
・平成20年6月～10月

※自衛業者、専業主婦、学生などの方には直接ご本人の住所先へ、会社勤めの方には、お勤めの会社を通じて（会社のご協力が得られた場合）または、直接ご本人の住所へ送付されます。

◇年金記録のご確認をお願いいたします

年金記録に「もれ」や「間違い」

がないか十分に確認し、必ずご回答下さいますようお願いします。

「もれ」等が発見され年金記録が変わることになれば、正しい年金額を受給することになり、年金額が増える可能性がありますので十分にご確認下さい。

◇住所変更の手続きをお願いします

「ねんきん特別便」を確実にお届けするためには正しい住所の届出が必要です。住所異動の際は、役場町民福祉課住民福祉グループ窓口において、変更の手続きを忘れずにお願いします。

・平成20年4月～5月

↓ 年金受給者の方
・平成20年6月～10月

※自衛業者、専業主婦、学生などの方には直接ご本人の住所先へ、会社勤めの方には、お勤めの会社を通じて（会社のご協力が得られた場合）または、直接ご本人の住所へ送付されれます。

●年金特別便に関するお問い合わせ先

「ねんきん特別便専用ダイヤル」

☎ 0570・058・5555

※IP電話・PHSからは「03・6700・1144」にお電話下さい。

月～金曜日 午前9時～午後8時
第2土曜日 午前9時～午後5時

その他一般の年金相談は、「年金ダイヤル」まで

☎ 0570・05・1165

※IP電話・PHSからは「03・6700・1165」にお電話下さい。

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ただし月曜日は午後7時まで

第2土曜日 午前9時30分～午後4時
※毎年11月の第2、第4土曜日、日曜日は午前9時30分から午後4時までです。

※祝日はご利用いただけません。

※3月までに青色の封筒で「年金特別便」が届いた方は、年金記録にも

れるがある可能性が高い方です。

まだ、回答を頂いていない方がいらっしゃいますのでご確認願います。

ご自身の年金に結びつく可能性のある記録については、具体的な情報を提供しますので、まずは「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話下さい。

●年金特別便に関するお問い合わせ先

「ねんきん特別便専用ダイヤル」

☎ 0570・058・5555

ダイオキシンなどの有害物質の発生原因となります。

違反者（犯罪者）にはたいへん厳しい罰則が適用されますので、野外焼却はぜつたにやめましょう。

◇例外として認められる野外焼却

①農業者が行う焼畑、畔の草、下枝、稻わらなどの焼却

②林業者が行う林業病害虫の付着している枝条などの焼却

③漁業者が行う流木などの焼却

④風俗習慣上又は宗教上の行事を行ったために必要な廃棄物の焼却

⑤たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くずなどの焼却

⑥震災、風水害、火災、凍霜害等の予防又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

ただし、いずれも生活環境の保全上支障がない程度とします。

○違反者に対する罰則の内容（国の法律による規定）

①3年以下の懲役

②300万円以下の罰金

③3年以下の懲役と合わせて300万円以下の罰金

環境衛生だより

野外焼却の禁止について

野外での廃棄物の焼却は、国の法律により一部例外を除き禁止されています。

●ゴミに関するお問い合わせ先

町民福祉課住民福祉グループ

☎ 47・2112